

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

令和4年9月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般4第12号

1 調達内容

(1) 業務名

広島県グループウェア調達業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 貸借期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。

2 入札参加資格

本件調達の参加者は、単独企業又は企業グループとし、単独企業による場合は(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「20C情報通信・電気機器」、「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」のいずれの資格についても認定されている者であること。

エ 本業務の調達に関して、他の企業グループの構成員として、参加していないこと。

オ 過去5年間に行政機関において本調達と同規模のグループウェアの構築を実施した

経験を有しており、システムの構築及び保守運用管理業務を適切に遂行できる業務体制を有するとともに、総括責任者は、これらの業務に従事した経験を有すること。

(2) 企業グループの場合

ア 企業グループの全ての構成員が、上記(1) ア及びイの要件を満たしていること。

イ 企業グループの各構成員は、資格告示によって「20C情報通信・電気機器」、 「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」のうち、少なくとも一つの資格を認定されている者であること。

また、それらで構成する一つの企業グループとして、「20C情報通信・電気機器」、 「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」の3つの資格を全て備えること。

ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

エ 一つの企業グループとして、上記(1)オの要件を満たしていること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(1)ウ又は(2)イの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和4年9月8日（木）から令和4年9月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局デジタル基盤整備課（広島県庁舎本館3階）
電話（082）513-2442（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和4年9月8日（木）から令和4年9月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

「広島県グループウェア調達業務仕様書」等、本調達関連書類は、秘密保持誓約書を上記アの場所に直接提出、又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）することで、上記アの場所で直接受け取り、又は郵送により請求することができる。ただし、郵送による請求の場合は、秘密保持誓約書が上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。なお、秘密保持誓約書は返却しない。

秘密保持誓約書の様式の入手方法は、上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和4年9月26日（月） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和4年10月3日（月）までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和4年10月28日（金） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月31日（月） 午前10時30分

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県総務局デジタル基盤整備課（広島県庁舎本館3階）

5 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に求められる義務
上記4(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約における特約事項
この入札による契約は、令和5年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局デジタル基盤整備課（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513 - 2442（ダイヤルイン） ファクシミリ（050）3156 - 3479

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Procurement of Groupware system (1 Set)

(2) Fulfillment period: From 1 March 2023 through 29 February 2028 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)

(3) Fulfillment place: Depends on the specification

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm 26 September 2022

(5) Time-limit for tender: 5:00 pm 28 October 2022

(6) Contact point for the notice: Digital Infrastructure Development Division,
General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government
10-52, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2442(direct dialing)
FAX 050-3156-3479